

# VI 章

## 地域のまちづくり方針の 実現に向けて

### 1. 市民協働によるまちづくり



# 1. 市民協働によるまちづくり

## 1) 推進体制

地域のまちづくり方針を実現するためには、市民、町内会、企業、団体と、行政がそれぞれの持つ力を発揮し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。そのため以下の市民・企業等と行政によるまちづくりの推進体制により、市民協働で取り組んでまいります。

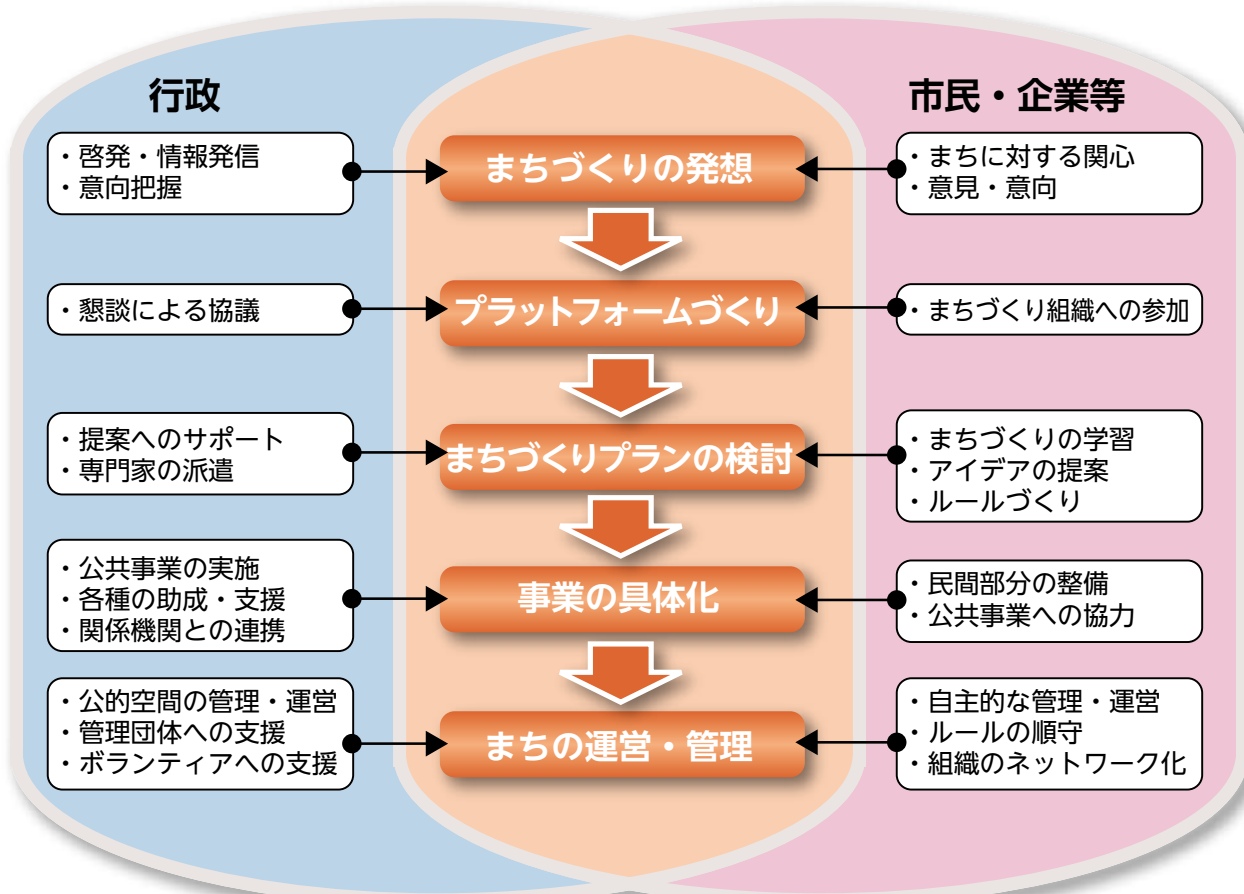
### (1) 市民・企業等

- 市民、町内会、企業、団体は、公共サービスの受け手であると同時に、まちづくりの担い手であるという意識を持ち、それぞれの力を合わせながら、市とともに一体となって本マスタープランを推進していきます。
- 市民・企業等は、それぞれがまちづくりに対する意見を交換できる場に参加し、多様な価値観やニーズに対応したまちづくり活動を展開するとともに、公共事業への協力や公的空間の自主的な管理・運営等に努めます。

### (2) 行政

- 市は、市民とともに地域社会のあり方を考え、行政機関としての責務を果たしながら、国や県等の様々な機関との調整を通して、本マスタープランを推進します。
- 市は、市民・企業等にまちづくりに対する啓発・情報発信を行うとともに、プラットフォームづくりとして、市民・企業等によるまちづくり組織の設置を促進し、まちづくり活動やボランティア等を支援します。

<市民・企業等と行政によるまちづくりの推進体制>





＜市民協働によるまちづくりのイメージ＞

本マスタープランの推進体制に基づき、市民協働により以下のようなまちづくり活動を全市で展開していきます。

地域資源の伝承



門前町・商店街の再生



空き家・空き地の活用検討



環境の美化



市民による緑化



まちづくりと一体となったみちづくり



地域資源の発掘・活用

## 2) 推進方策

### (1) 市民主体のまちづくりの推進

本マスタープランの地域別構想を踏まえ、地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、地域住民とともに町内会やNPO等の各種活動団体、企業等と連携して各種施策を進めます。その際に、市民や企業等が参加しやすい機会を設けるとともに、まちづくり組織等の育成や各種団体等への支援を積極的に進めます。

学校教育等の場においてもまちづくりを学ぶ場を提供し、子どもの頃からまちづくりへの理解や関心が高まるように促進します。そして、NPO等や地域コミュニティと連携した市民主体のまちづくり活動への支援や、こうした活動を通じて協働の取組を進める人材の育成に努めます。

また、市の計画や事業実施の立案等に対して、今後も継続してワークショップやアンケートの実施等による市民参加を実施します。



地域住民との懇談会



市内各種団体とのまちづくり懇談会



町内会とのまちづくり勉強会



市内で活躍する若手との意見交換会



## (2) 市における推進体制の強化

市では将来都市像の実現に向けて、本マスタープランに基づき、土地利用制度の適切な運用や計画的な都市基盤整備、都市計画の決定や変更等を行います。

また、市内における関係課との横断的な連絡・連携体制を強化し、まちづくりの一体性の確保や迅速に対応できる推進体制の強化を図ります。

## (3) 国や県、周辺自治体及び関係機関との連携・協力の強化

国、県等が進める関連計画との連携を図り、国や県等と協力しながら、総合的なまちづくりを推進していきます。特に、広域的な視点から必要性のある整備については、周辺自治体等との連携・協力体制を構築していきます。

また、都市基盤の分野別方針に位置づける施策の推進においては、都市計画分野のみならず、環境、福祉、商工観光等の関係機関との協議・調整を図りながら、まちづくりを進めます。



まちづくりアイデアの提案



高校生の地元イベントへの参加



高校生による地域資源の調査



大学との連携



## コラム『塩竈の都市計画』

### ⑤塩竈の都市計画（復興期） 2011～

昭和62年（1987）、「塩釜ポータルネッサンス21計画」が策定され、港奥部のウォーターフロント整備がスタートしました。

計画では貨物ヤード北側の海を埋め立てる予定であったため、支障となる観光栈橋が移転され、平成8年（1996）、マリンゲート塩釜がオープンしました。なお、海面の埋め立ては港湾計画の変更により平成20年に中止となりました。また、平成13年～24年（2001～2012）、貨物ヤード跡地を核に「塩釜海辺の賑わい地区土地区画整理事業」が行われ、平成19年（2007）、先行してまちびらきが行われ、新たな本市の顔が誕生しました。

しかし、平成23年（2011）3月11日、東日本大震災による津波が押し寄せ、完成間近な当地区は大きな被害を受けました。

本市は、震災復興計画を策定し、「海辺の賑わい地区」においては、避難デッキ、津波防災拠点施設の整備と併せた復旧事業を行うとともに、北浜地区の被災市街地復興土地区画整理事業や、県による北浜緑地護岸整備が行われています。

また、藤倉地区被災市街地復興土地区画整理事業の他、新魚市場、海岸通地区の再開発事業など、未曾有の災害を乗り越えて、新たな時代に向けたまちづくり・都市計画が進められています。



港奥部に来襲した津波



完成した避難デッキ



津波が押し寄せた藤倉地区



復興土地区画整理事業中